平成２８年（フ）第５８８号
東京都八王子市横川町682番地１クラウンハウス303号
破産者　小泉　　保
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５８９号
東京都八王子市横川町682番地１クラウンハウス303号
破産者　小泉るり子
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６３５号
東京都府中市白糸台１丁目78番地の３シルクガーデン102
破産者　佐藤　大樹
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６６４号
東京都西多摩郡檜原村4876番地
破産者　株式会社大同工業
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６６５号
東京都八王子市元八王子町２丁目1299番地の１
破産者　株式会社グロー
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４４３号
静岡県藤枝市青葉町１丁目３番36―２号
破産者　株式会社コルポ
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６８号
静岡県伊豆市加殿16番地の９
破産者　有限会社大城製作所
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１６５号
静岡県浜松市東区笠井新田町699番地
破産者　株式会社智サービス
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３２７号
静岡県浜松市南区三島町1779番地
破産者　株式会社三栄電設工業社
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１５３号
大津市瀬田大江町59番地の１
破産者　株式会社共栄水産
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６５６号
京都市上京区智恵光院通出水上る天秤丸町181番地７
破産者　有限会社坂田鉄工
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３０４号
岡山市中区兼基340番地セシーズ兼基Ｂ棟101号
破産者　前原　正典
１　決定年月日　平成28年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１４号
鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1323番地42
破産者　松本　英明
１　決定年月日　平成28年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第１１６号
札幌市南区川沿12条５丁目５番34号
破産者　桜井　　潤
１　決定年月日　平成28年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４６号
札幌市西区山の手５条９丁目１番20―503号
破産者　前川　聖憲
１　決定年月日　平成28年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０４９号
札幌市中央区北８条西26丁目３番12―102号
破産者　田中　利幸
１　決定年月日　平成28年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１４３号
札幌市西区福井７丁目９番30号
破産者　千葉　隆弘
１　決定年月日　平成28年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０７号
仙台市宮城野区岩切字東河原156番地の１
破産者　田村　　隆
１　決定年月日　平成28年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２１号
宮城県登米市迫町佐沼字中江３丁目５番地５
破産者　工藤　良恵
１　決定年月日　平成28年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２８年（フ）第３３号
山形県鶴岡市中山甲62番地
破産者　伊藤　洋之
１　決定年月日　平成28年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第３４号
山形県鶴岡市大塚町19番27号
破産者　池田　　翼
１　決定年月日　平成28年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部